

航空法施行規則の一部を改正する省令について

1 改正の背景

(1) ICAO飛行場証明制度関係

国際民間航空機関(ICA0)において、「飛行場証明制度」の導入を内容とする国際民間航空条約(ICA0条約)第14附属書の改訂が平成13年11月に行われた。本改訂により、ICA0条約の各締約国は、飛行場の設置及び管理の安全性を確保するため、各公共用飛行場(航空灯火を含む。以下同じ。)に対し、各国の安全基準を遵守しているか評価を行い、その安全性について証明を行うよう要求されているところである。

飛行場証明制度は、飛行場がICA0基準に準拠した国内基準に従い、安全に設置・管理されていることを、国が証明する制度であり、具体的には以下のとおりである。

基準を遵守していると確認された飛行場について、定められたプロセスに従って証明を行い、証明後も定期的な検査を行う。

飛行場の設置者に対し、飛行場の施設及びその運用に係る詳細なデータを、飛行場マニュアルとして文書化させ、証明や検査の際のチェック事項とする。

我が国では、航空法に基づく飛行場の設置許可、定期検査等が実施されており、この一連の手続きを通して、当該飛行場が安全に設置管理されていることを、国土交通大臣が確認するという枠組みが既に存在している。したがって我が国では、航空法におけるこれらの規定をベースに、の飛行場マニュアルに係る規定を整備することが必要となっている。

(2) ICA0航空保安対策関係

平成13年9月の米国同時多発テロ事件以降、ハイジャック・航空機テロの未然防止のため、航空保安対策のニーズが急速に高まっている。

現在、国土交通省が飛行場管理者、航空運送事業者等に対し保安措置を通達等で指示しているところであるが、関係者による保安措置の確実な実施を図るため、関係者による保安措置の実施を法令上も確保することが適当である。

このため、飛行場管理者、航空運送事業者等に書面による航空保安プログラムを作成させ、当局においてこれを確認する制度を整備することが必要となっているところである。

2 改正の概要

(1) ICAO飛行場証明制度関係

以下の措置により、飛行場又は灯火の設置許可の際、ICAOで定める飛行場マニュアル（以下「マニュアル」という。）の記載事項を審査できるようにする。

- ・ 設置許可申請書記載事項に、マニュアル記載事項のうち不足している事項を追加する。
- ・ 設置許可申請書中「管理の計画」にマニュアル記載事項を記載した際に適切に審査できるよう、審査基準（保安上の基準）に必要事項を追加する。

設置許可申請書記載事項から、マニュアル記載事項を抽出し、一冊にまとめた「飛行場（灯火）手引書（以下「手引書」という。）」を各飛行場に備え付けることを義務付ける。

手引書の内容に変更があった場合には、国への届出を義務付ける。

その他所要の改正を行う。

(2) ICAO航空保安対策関係

各事業規制に則して、事業者は、許認可申請の際にその講じる航空機強取等防止措置を提出しなければならない旨を航空法施行規則上に明確に定めるとし、許認可の審査の際にチェックするとともに、許認可後遵守していない場合には、事業改善命令等により是正させる等の担保措置を講じることができる制度を整備する。

飛行場管理者...飛行場手引書に航空機強取等防止措置を記載させる。

本邦航空運送事業者、航空機使用事業者及び外国人国際航空運送事業者
...事業計画に航空機強取等防止措置を記載させる。

その他所要の改正を行う。

航空機強取等防止措置...航空機の強取及び破壊の防止に関する措置

3 今後のスケジュール（予定）

公布：平成16年12月中旬

施行：公布日